

認定NPO法人

「東三河後見センター」会報 第19号 平成24年4月16日発行

発行者：認定NPO法人東三河後見センター TEL (0533) 80-2707

5月13日（日）の総会に参加し、 市民後見人のスタートをみんなで確認しましょう

代表理事 長谷川卓也

6年前に描いた将来像の「市民後見人」が間もなく動き出します

6年前の平成18年5月25日、東三河後見センターの前身である「後見制度を考える会」の総会が開かれ、1年後に立ち上げる予定のNPO法人（現在の東三河後見センター）の原案を確認しました。その中で、法人のコンセプトを「市民が作り、支える高齢者と障害者の権利擁護のセーフティネットをコンセプトとし、次のような内容をイメージする。高齢者と障害者の権利擁護や地域福祉に関して、だれでも気軽に相談でき、市民の立場で共に解決の道を探り、行動する組織。」と示しています。また、従事者の項では次のような将来像を描いています。「将来的には『市民後見人』の育成が課題であり、少数の専従と多数の身上監護を担当する市民後見人の組み合わせを想定しています。専従は市民後見人の指導・相談を担い、身上監護が適切に行われるようチェック機能をもちます。」6年前の総会で描いた市民後見人が、ようやく実現するところまで来ました。

初めて裁判所に提出する市民後見人名簿は18名

平成22年度に実施した市民後見人養成研修・基礎研修受講者は31名でした。その31名全員が平成23年度の継続研修（実務研修、福祉現場実習、後見活動OJT、補講兼フォローアップ研修）を受講し修了者は26名。修了者のうち市民後見人となることを希望し、平成24年4月に名古屋家庭裁判所豊橋支部に対し提出する市民後見人名簿登載した方は18名でした。（名簿登載はしなかった方の中にも、退職したら名簿登載を希望するという方も数名います）

本番はこれから

市民後見人のうち多くの方はまず、当法人がすでに受任している案件を引継ぐ形で、後見・保佐・補助等の活動を行ないます。慣れてきたら新しい案件も担当していただく予定です。また、市民後見人として単独で受任するケースも考えられますが、その場合は当法人が監督人となり支援・指導・監督を行なう形を想定しています。いずれにしろ、本番はこれからです。東三河の成年後見における新しい段階＝市民後見人の登場を、市民後見人の皆さんとともに気を引き締めて、迎えたいと思います。

5月13日の総会にはできるだけ多くの皆さんの参加をお待ちしています

5月13日の第6回通常総会は、市民後見人のスタートという記念すべき総会となります。会場では市民後見人の皆さんのお祝いと励ましで、東三河後見センターが新しいステージに向けて踏み出すことができればと願っています。

別紙の第6回通常総会出欠票を必ずお送りください。総会終了後に中村成人弁護士による「市民後見人を地域に根づかせるには」と題する記念講演も予定しています。ぜひご参加ください、お持ちしています。

成年後見との出会い

高森 陽一郎

20年前、町長選挙候補者として設楽町内を駆け巡っていた時、出会った支持者の娘さんから、親があたしを施設に入れると言っている、嫌だ、施設はいやだと泣きつかれた事があった。10年後父、母が相次いで死去、彼女は不動産を全て相続。町が後見を開始したのだろうか。彼女は知的障がい者で可愛い装いが好きで美形ではないが優しい子である。私も高齢の両親亡き後彼女の将来設計をどう描けば良いものかと思案した事があったが彼女の未来は設楽の町で現在形で歓びに満たされている。

10年前、私が河川パトロールをしていた頃の相方のK君の事。私の色々なミスを上司に逐一メールしていた模様で事務所に呼ばれて、相方とのコンビ解消と退職勧告を受けた時、K君から僕も会社に内緒で就労しているので黙っていて欲しいと哀願された事があった。10年後、設楽町で行われた社会労務相談会にK君の母が相談に来ておられて、息子はあれ以来仕事に就いていないのでなんとかして欲しいと頼まれたが、自己中心の彼が親子で参加していれば又道が開けたかもしれない。慢性病のため医師から就労不可とされていた。

現在、音楽家で親友だった人の次男、精神病院退院後、ワーカーが週3回居宅訪問、ヘルパー週2回訪問。今年たてつづけに発作で二度倒れ救急車で入院。私宅にも時間構わず携帯してくる彼。妹には携帯しまくりで、返信しないと、兄貴を見殺しにするのかとどつきまくると、乳飲み子を二人抱えた妹さんから悲痛な電話を受けたりしている。

色々な事例が増えている今日この頃、私達も頭と心を市民後見へと切り替えましょう。

市民後見人をめざして

松井通剛

10年位前、豊川市民会館で当センターの会合（設立に関係したものだったかな）があったとき、どういう経緯でそうなったか覚えがありませんが、私も参加傍聴しました。その後このことは、自分の中では沙汰止みとなっておりましたが、22年の秋頃、介護事業者の会合の折、市民後見人養成研修生募集のチラシが配られ、「少しは関心がある」程度の動機でオリエンテーションに参加しました。10年前から赤い糸を引きずっといたかもしれません。

このたびその養成研修を終え、さて実務に着くかどうかといったとき、他人の人生に寄り添い、重い責任も背負いながら、自分の人生もままならないまま過ごしてきた私がはたしてどうなのか。わが身に自嘲すらしたものでした。

一方で、興味本位で始めたこととはいえ、研修が進むにつれて後見ということが、平素の自分の仕事で感ずる社会的必要度と重なり合うものがあると思うようになりました。特に認知症は後発性であり、障がい者としての差別や把握をする制度が、関係者の努力もあり、やっとこの頃整ってきたのかなと思える状況で、一般の理解度も含めて言えばまだまだこれからだと思います。高齢者に占める認知症の人の数の増加に鑑みても、弱者を保護救済するはずの法律の縛りが、かえって当事者を苦しめることになりかねない今、そのあたりを補充する意味での市民後見人への期待は今後ますます大きくなっていくものと思っております。私としましては実績を積むことはもとより、さらに勉強をして、この制度を必要としている人々に何らかの影響を与える、ある種の社会貢献をしたいと考えています。人の数だけ事案の種類があるはず。更なる勉強しなければと思っております。

新入職員の紹介

花吹雪の中で新しくスタート

精神保健福祉士

飯星睦生



今年も桜が美しく咲いて、新しくスタートを切る学生やサラリーマンそして私を激励してくれているように思います。

この度、東三河後見センターの方にお誘いをいただき非常勤職員として勤めさせていただくことになりました。自分に出来るかとの不安もありますが、先輩の方々に御指導をいただき、また必要な知識を習得して、早く一人前になれるよう頑張っていきたいと思いますのでよろしくお願いします。

核家族化、家族の絆が希薄になり、一人暮らしの方が増え、人知れず亡くなっていく人のニュースが報道される日が多くなっています。こころの病を持つ人が増え、高齢化により認知症の方も増えてきている昨今、東三河後見センターの役割は大きいと思います。5年の実績を持ち地域に信頼を持つ東三河後見センターを汚さないように頑張っていきたいと思います。

私は豊川市民病院で30年間精神保健福祉士として仕事をしてきましたが、患者さんからいろいろなことを学ばせていただきました。社会福祉士の諸先輩の方の中に入り、精神保健福祉士の新しい風を吹き込んで、よりきめの細かい対応が出来たらよいと思います。

自分の健康も大切にしながら、体が続く限り利用される方の生活をよりよくするように努力していきたいと思います。よろしくお願ひ致します。

郵便局での経験を生かして

西川 邦輔



本年4月2日より非常勤職員として勤務します西川邦輔です。勤務は週3日で月・火・木曜日です。

昨年3月末まで郵便局に勤務しておりました。この1年間は何も仕事はせずに家に居ましたが、たまたまこの東三河後見センターさんから経理の仕事をやってみてくれないかとのお話を頂き、私にでも出来る仕事であればと勤めさせて頂くことになりました。

郵便局在職中には、地域の方から親しみやすく信頼される郵便局づくりに努めてまいりました。いろいろなことがありました。例えば高齢のお客様からの貯金の預払い時の本人確認、証明書類など必要書類の説明がどうしても理解してもらえなかつたこと、相続の手続きでは、種類不備のため2度3度と郵便局まで来て頂きご迷惑をお掛けしたこと。また喜んで頂いたことでは、勧められて入った保険で毎月の保険料の支払いがきつかったけれども保険が満期となり子供の高校、大学入学時にとても助かった、と言われたこと等もありました。

これらの経験が東三河後見センターで活かすことができるかと思います。先輩職員さんに指導して頂きながら一所懸命間違いない事務処理をしていくつもりです。与えられた業務内容は①経理事務、②現金管理、③成年被後見人等の預貯金、現金の出納事務、④電話の取次ぎ、以上となっていますが何分初めての仕事が多く皆様にご迷惑をお掛けする事も多々あるかと思います。精一杯頑張りますのでよろしくお願ひいたします。

会員さん紹介（法人正会員）

地域の皆様が安心してサービスを受けられるように

医療法人信愛会

介護老人保健施設 おとわの杜

事務長 中村 泰治

少子高齢化が急速なスピードで進み、あわせて家族の在り方も変化してきています。無縁社会という造語が表すように、地域・社会・家族から孤立している人が増加しています。当施設に新規で利用を希望する相談者の中にも、判断能力が低く、頼るべき家族がいない独居者や老夫婦2人で生活している方が多くいます。介護サービスを利用するには、契約や料金の支払いなど様々な手続きがあります。判断能力の低い方々についてはそれらの手続きがスムーズにいかず、利用までに時間がかかったり、利用に繋がらないケースもあります。生活を守る施設整備だけでなく、利用者の権利擁護の確立が必要であり、その両者がうまく働くことで、よりスムーズにサービス提供が循環していくのではないかと考えます。

当法人は大石医院（旧佐藤医院）開設より、地域の皆様に支えられ昨年75周年を迎えるました。在宅療養支援診療所として24時間365日の連絡体制をとり、訪問診療を行っています。平成10年には穂の国訪問看護ステーション、平成11年しんあいケアプランセンター、平成16年デイサービスセンターみかんの樹・グループホームみかんの樹、平成17年介護老人保健施設おとわの杜、平成18年特別養護老人ホーム秋桜の里・ケアプランセンター秋桜の里、平成19年訪問リハビリテーションおとわの杜、平成21年あいあいデイサービスセンター（豊川市指定管理者）、平成23年ケアプランセンターおとわの杜を開設し、高齢者の在宅ケアサービス及び施設整備を進め「ことわらない」をモットーに医療依存度の高い方も受け入れ、在宅生活の支援をさせていただいています。

また、近年NICU（新生児集中治療室）から在宅医療に移行する医療依存度の高い重症心身障がい児・者の日中一時預かりを、平成22年より介護老人保健施設おとわの杜会議室でボランティアとして開始しました。平成23年より事業所として開設し、現在豊川市をはじめ、東三河全市から指定を受けています。

当法人が行うサービス提供をより多くの方により安心して、よりスムーズに利用していただくためにも、貴法人のご協力が不可欠です。貴法人の法人会員としても精進努力していく所存ですので、今後ともよろしくお願ひします。

平成24年度会費納入のお願い

会費が未納入の方は同封いたしました振込み用紙にて、お振込みください。

5月13日（日）の総会の会場でも受付ています。よろしくお願ひいたします。

正会員・5000円 賛助会員・3000円

お願い・・・振込み取扱票の通信欄に、「会費」とご記入下さい。

※会費を納めて頂いた会員様には、会員証を送らせていただきます。